

報告資料2

令和3年度ヤングケアラーに関する情報交換会 開催報告

1 開催概要

- (1) 開催日時 令和3年5月28日 9:30~11:10
- (2) 会議出席者 外部機関（基幹相談支援センター、社会福祉協議会）及び子ども・高齢・障がい・生活保護・教育・区役所等の関係所属
- (3) 議題
- ①ヤングケアラーとは
 - ②国・県の動向および国調査結果等について
 - ③新潟市の取り組み状況について
 - ④新潟市のヤングケアラー事例について
 - ⑤今後の取り組みについて

2 （議題③新潟市の取り組み状況について）各所属で実施している事業においてヤングケアラーの今後の施策に関与しそうな事業について報告を貰った。

1. 早期発見・把握	
福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進	訪問助産師に対する研修会、保育施設等への研修会、精神保健指定医会議、難病患者支援者研修会、ケアマネ連絡会、地域福祉コーディネーター研修、民生委員・児童委員を対象とした研修
地方自治体における現状把握の推進	基幹相談支援センター、新潟市発達支援センター、計画相談事業所や障がい福祉サービス事業所
2 支援策の推進	
ア 悩み相談支援	地域包括支援センター、家族介護教室、生活保護相談、生活困窮者就労支援相談、家庭児童相談員、保健師による個別相談・訪問指導、新潟市若者支援センター「オール」の相談、子育てなんでも相談センター
イ 関係機関連携支援	新潟市難病対策地域協議会、子育てサポート事業、地域子育て支援センターとの連携、障がい者自立支援協議会、基幹相談支援センターとの連携、地域包括支援センターとの連携、民生委員・児童委員との連携、新潟市若者支援協議会、コミュニティソーシャルワーク推進事業
ウ 教育現場への支援	ひとり親家庭・生活困窮者世帯学習支援事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールカウンセラー配置事業
エ 適切な福祉サービス等の運用の検討	障がい者基幹相談支援センター事業、居宅介護支援事業、訪問介護事業
オ 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援	一時預かり事業、延長保育事業、休日保育事業、病児保育事業、子ども食堂の案内・地域の民生委員・主任児童委員からの見守り・関り、養育支援訪問事業、ファミリー・サポート・センター
3 社会認知度の向上	
「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」関連事業「ともにプロジェクト」での広報啓発活動	
4 関連する計画等	
新潟市地域福祉計画（令和3年度～8年度）	

3 （議題⑤今後の取り組みについて）

県の現状の実態調査結果を踏まえ、教育委員会と連携し、支援体制の整備、更なる取組の意見集約、早期発見のための広報啓発を実施する。

新潟市におけるヤングケアラーに関する情報交換会

令和3年5月28日（金）午前9時30分～
新潟市役所 本館 対策室1

次 第

- 1 開会
- 2 こども未来部長あいさつ
- 3 議題
 - (1) ヤングケアラーとは
 - (2) 国・県の動向および国調査結果等について
 - (3) 新潟市の取り組み状況について
 - (4) 新潟市のヤングケアラー事例について
 - (5) 今後の取り組みについて
- 4 その他
- 5 閉会

■配布資料

- | | |
|---------|----------------|
| 【資料1】 | ヤングケアラーとは |
| 【資料2-1】 | 国・県の動向 |
| 【資料2-2】 | 国の調査結果について |
| 【資料2-3】 | 国のとりまとめ報告について |
| 【資料3】 | 新潟市の取り組み状況について |
| 【資料4】 | 新潟市のヤングケアラー事例 |
| 【参考】 | 新潟市地域福祉計画（概要版） |

ヤングケアラーに関する国・県の動向

資料2-1

	平成30年度	平成31年度／ 令和元年度	令和2年度	令和3年度
国	<p>国・各市区町村の要保護児童対策地域協議会への実態調査開始【12月】</p>	<p>国・実態調査【12月】</p>	<p>国・子ども本人を対象とした初めての 全国実態調査【12月】</p>	<p>○今後の取り組みむべき施策のとりまとめ【5月】</p>
県				<p>第1回ヤングケアラー支援検討会議</p>
市				<p>ヤングケアラーに関する情報交換会【5月】</p>

○ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームの立ち上げ【3月】

○全国実態調査結果報告【4月】

調査の目的

「ヤングケアラーと思われる子ども」等の実態をより正確に把握し、今後の検討に活かす。

調査の対象、方法等

1 学校

令和2年12月21日から、以下の学校に対してアンケート調査を実施（④は令和3年1月26日から）。

- ① 中学校（回収数754、回収率75.4%）
 - ・ 全国の公立中学校から層化無作為抽出した1,000校（全体の約1割）
- ② 全日制高校（回収数249、回収率71.1%）
 - ・ 全国の公立全日制高校から層化無作為抽出した350校（全体の約1割）
- ③ 定時制高校（回収数27、回収率57.4%）
 - ・ 各都道府県より公立定時制高校1校抽出した47校
- ④ 通信制高校（回収数35、回収率74.5%）
 - ・ 各都道府県より公立通信制高校1校抽出した47校

2 中高生

令和2年12月21日から、以下の中高生に対して Web調査を実施（④は令和3年1月26日から）。

- ① 中学2年生（回収数5,558人）
 - ・ 1①の中学校に在籍する中学2年生
- ② 全日制高校（回収数7,407人）
 - ・ 1②の全日制高校に在籍する高校2年生
- ③ 定時制高校（回収数366人）
 - ・ 1③の定時制高校に在籍する高校2年生相当
- ④ 通信制高校（回収数446人）
 - ・ 1④の公立通信制高校に在籍する生徒

注：定時制高校、通信制高校の調査結果はサンプル数が少ないため、参考値として掲載している

本調査におけるヤングケアラーの定義

本調査における「ヤングケアラー」とは、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」をいう。

(ヤングケアラーのイメージ (例))



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



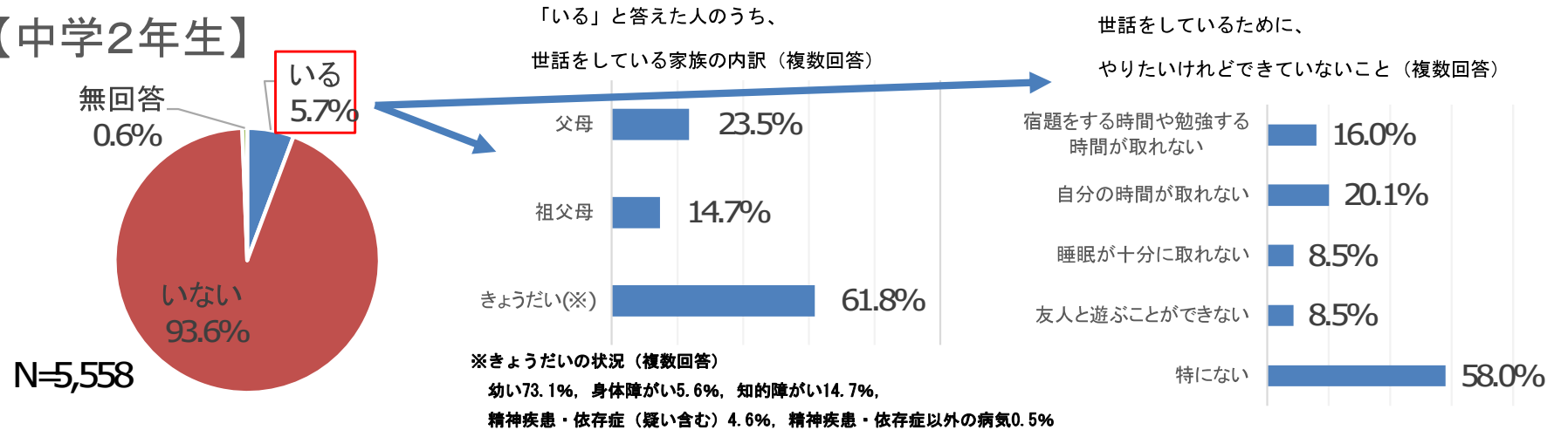
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

ヤングケアラーの実態に関する調査研究のポイント①

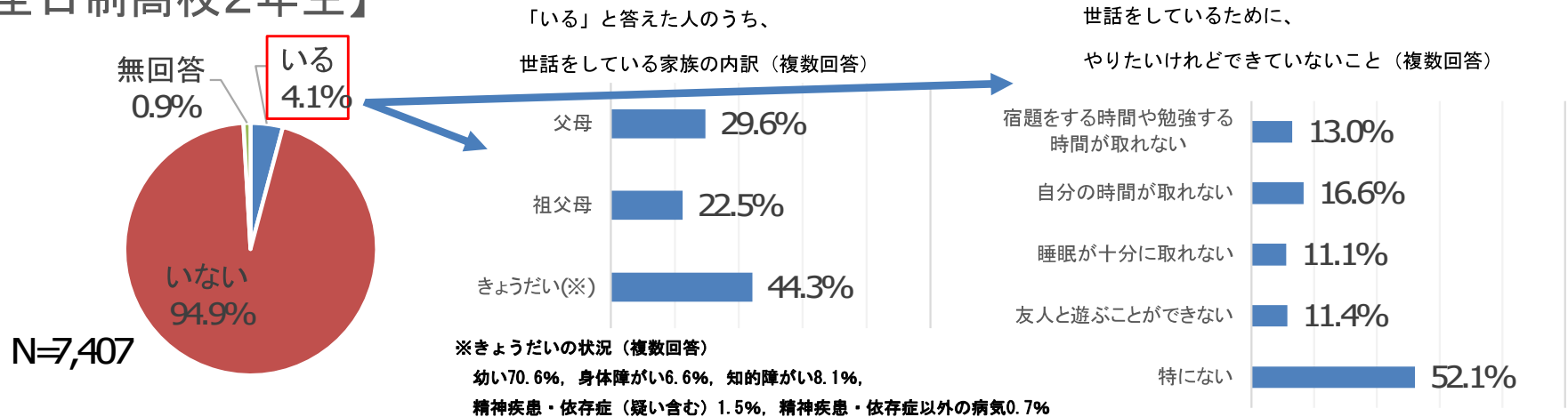
「ヤングケアラーと思われる子ども」の実態をより正確に把握するため、文部科学省と連携し、教育現場である学校や要保護児童対策地域協議会、全国の中学生や高校生に対して、実態調査を実施。

○ 世話をしている家族が「いる」と回答したのは、中学2年生が5.7%、全日制高校2年生は4.1%

【中学2年生】



【全日制高校2年生】

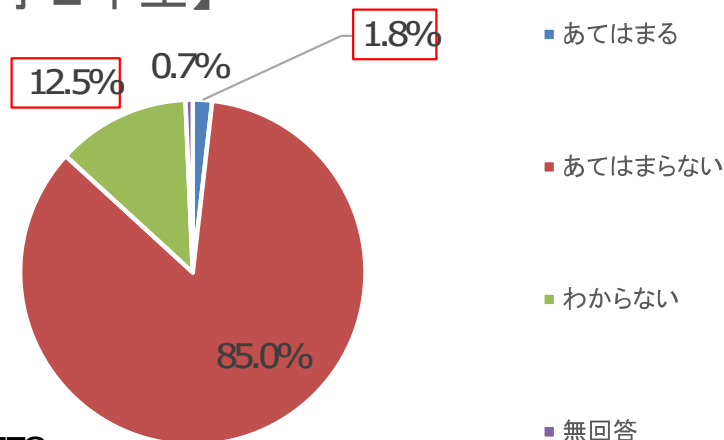


ヤングケアラーの実態に関する調査研究のポイント②

○ ヤングケアラーと自覚している子どもは約2%、
わからないとした子どもが1～2割程度

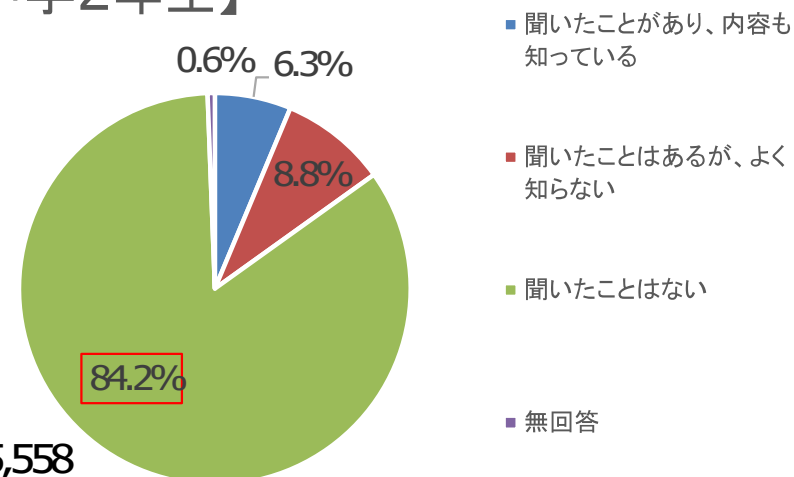
○ ヤングケアラーの認知度は低く、「聞いた
ことはない」と回答したのは、8割を超えた。

【中学2年生】



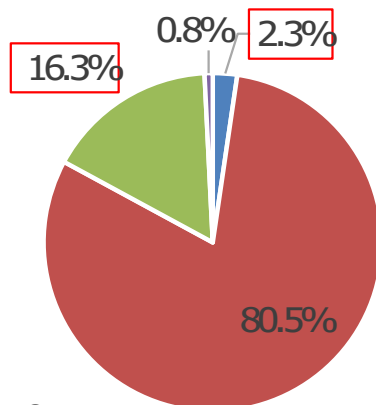
N=5,558

【中学2年生】



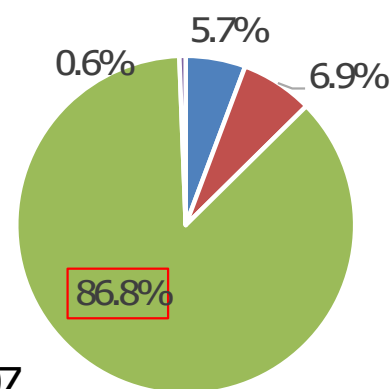
N=5,558

【全日制高校2年生】



N=7,407

【全日制高校2年生】

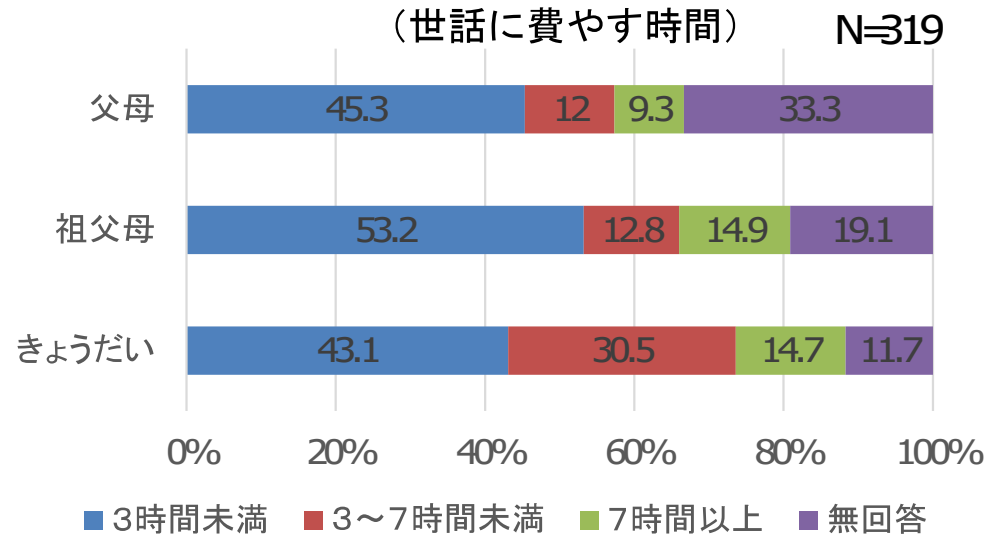
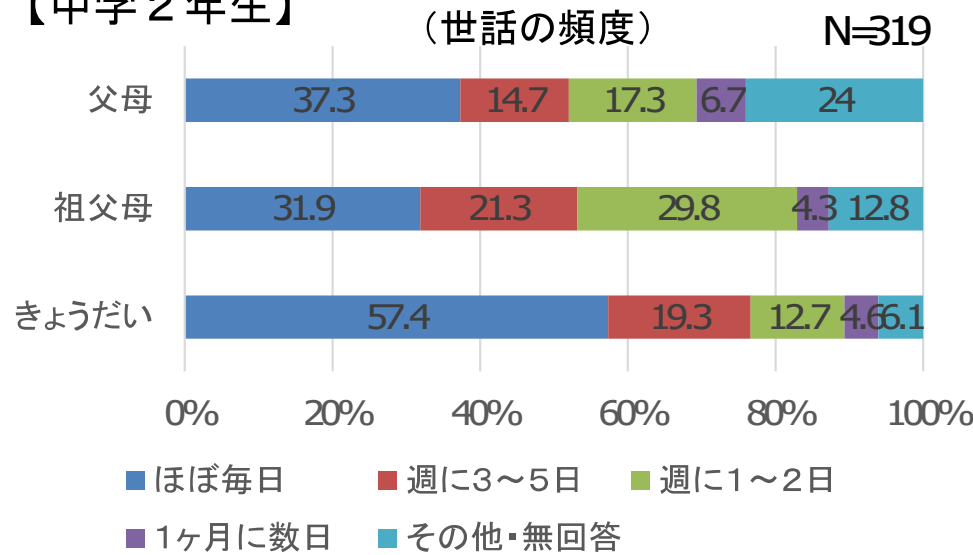


N=7,407

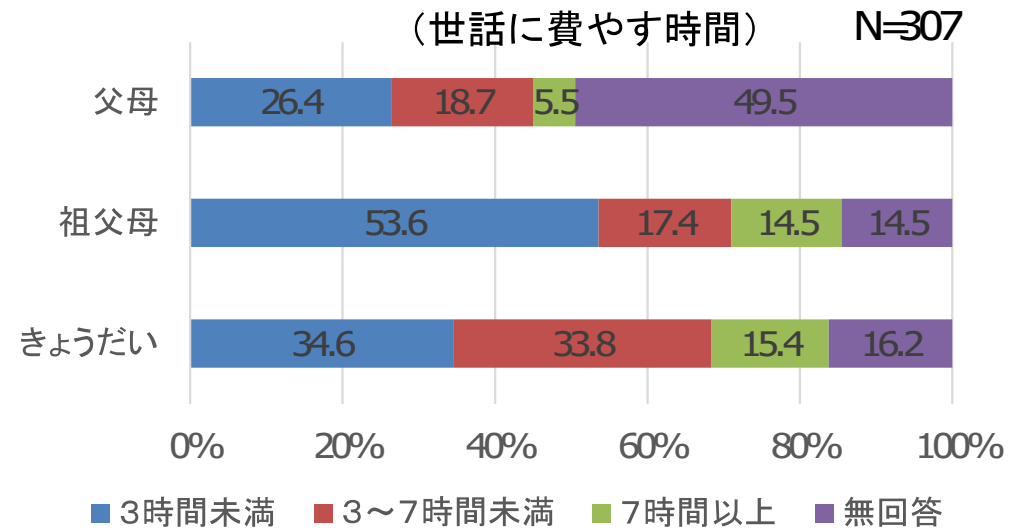
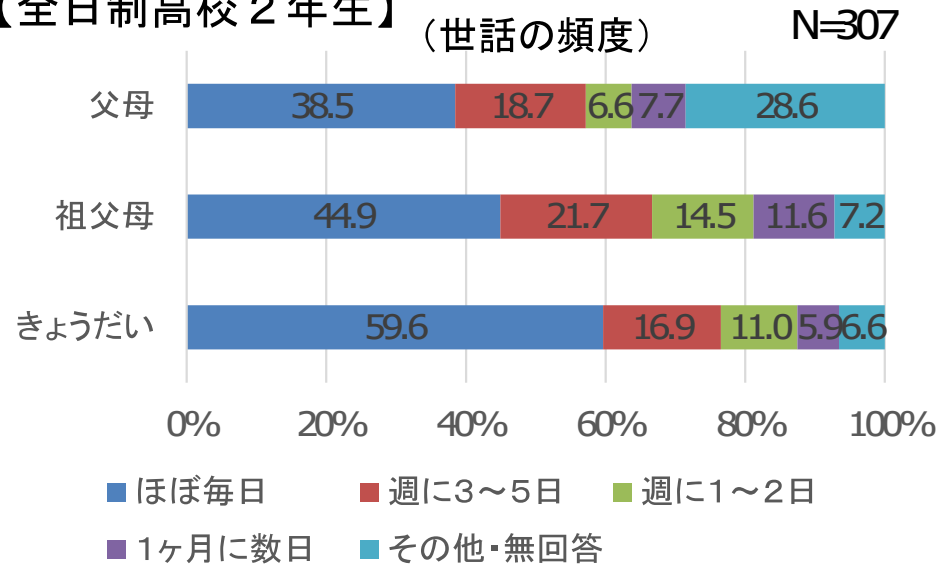
ヤングケアラーの実態に関する調査研究のポイント③

- 世話の頻度について、「ほぼ毎日」が3～6割程度となっている。
- 平日1日あたり世話に費やす時間について、「3時間未満」が多いが、「7時間以上」も1割程度いる。

【中学2年生】



【全日制高校2年生】



令和3年5月17日

現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
- ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
- ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。



福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

今後取り組むべき施策

1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

2 支援策の推進

- 悩み相談支援
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
 - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
 - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。

ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム

立ち上げの背景

- ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっている。
- ヤングケアラーに対しては、様々な分野が連携したアウトリーチによる支援が重要であり、さらなる介護・医療・障害・教育分野の連携が重要。
- これらを踏まえ、厚労副大臣と文科副大臣を共同議長とするプロジェクトチームを立ち上げ、連携の強化・支援の充実を図る。

構成員

共同議長 厚生労働副大臣 山本 博司

共同議長 文部科学副大臣 丹羽 秀樹

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室長
厚生労働省健康局難病対策課長
厚生労働省社会・援護局保護課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長

文部科学省初等中等教育局長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省総合政策局地域学習推進課長

開催実績

第1回<3月17日>

- 関係部局におけるヤングケアラー支援に係る取組について
- 関係者ヒアリング
 - ・ 成蹊大学文学部教授 澁谷智子氏
 - ・ 一般社団法人日本ケアラー連盟

第2回<4月12日>

- 令和2年度「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」報告
- ヤングケアラー支援に向けた主な論点、課題の整理
- 関係者ヒアリング
 - ・ 埼玉県(福祉部地域包括ケア課・教育局市町村支援部人権教育課)
 - ・ 中核地域生活支援センターがじゅまる

第3回<4月26日>

- 関係者ヒアリング
 - ・ Yande株式会社代表取締役 宮崎成悟氏
 - ・ 精神疾患の親をもつ子どもの会「こどもぴあ」
 - ・ 弁護士 藤木和子氏
 - ・ 尼崎市(教育委員会事務局学校教育部こども教育支援課)

第4回<5月17日>

- とりまとめ報告(案)

資料4

■要保護児童対策地域協議会で進行管理しているケースの中でヤングケアラーと思われる児童数

令和2年度	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
ヤングケアラーと思われる児童数	1	0	3	2	0	5	3	1	15
要保護児童対策地域協議会で進行管理している児童総数	46	155	172	50	95	87	108	52	765

令和1年度	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
ヤングケアラーと思われる児童数	2	0	6	2	0	4	3	0	17
要保護児童対策地域協議会で進行管理している児童総数	63	189	128	61	91	88	108	75	803

平成30年度	北区	東区	中央区	江南区	秋葉区	南区	西区	西蒲区	合計
ヤングケアラーと思われる児童数	2	0	2	6	0	1	5	0	16
要保護児童対策地域協議会で進行管理している児童総数	65	221	121	46	99	45	128	49	774

■今後取り組むべき施策について所属別調書 とりまとめ

R3.5.28「新潟市におけるヤングケアラーに関する情報交換会」にて、各所属で実施している事業においてヤングケアラーの今後の施策に**関与しそうな事業**について報告を貰った。

1 早期発見・把握	
<p>●福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。</p>	<p>障がい福祉課が事務局となる各種審議会、協議会等でヤングケアラーに関する研修・学びを行う。【障がい福祉課】</p>
	<p>こんにちは赤ちゃん訪問事業の訪問助産師に対する研修会で、ヤングケアラーに関する項目を追加。 こんにちは赤ちゃん訪問事業：登録助産師が生後4か月頃までの赤ちゃんのいる家庭に訪問し、母子の健康状態や育児指導、養育環境等を把握し、適切なサービス提供や育児支援を行う事業。【こども家庭課】</p>
	<p>保育施設等への研修に、ヤングケアラーに関する研修を追加し、関係者の理解を促進する。【保育課】</p>
	<p>精神保健指定医会議、新潟県精神医療機関協議会等、精神科医療機関関係者が集う会議において、ヤングケアラーに関する研修の周知、案内を行う。【こころの健康センター】</p>
	<p>難病患者支援者研修会でヤングケアラーに関する項目の追加【保健所保健管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任者研修、福祉事務所研修で、項目を設ける。 ・ 全職員対象の課内研修において、定義・支援のタイミングと方法について研修する。 ・ 学習習慣支援事業、中高生進路支援事業、就労支援事業、健康管理支援事業、生活困窮者自立支援事業の各チームにおいて、事業における位置づけを課内に周知する。【東区保護課】
	<p>各相談員研修会等の研修テーマとして設定 民生委員児童委員協議会の会長会等で説明、研修会の研修テーマとして設定 ケアマネ連絡会等【新潟市社会福祉協議会】</p>
<p>●地方自治体における現状把握の推進。</p>	<p>地域福祉コーディネーター研修（育成研修、フォローアップ研修など） 民生委員・児童委員を対象とした研修（2年目研修など）【福祉総務課】</p>
	<p>障がい福祉課で設置する相談機関（基幹相談支援センター、新潟市発達支援センター）での現状把握。 計画相談事業所や障がい福祉サービス事業所に依頼することにより、ヤングケアラーの掘り起こし、実態把握調査。 区役所CWによる実態把握。【障がい福祉課】</p> <p>幼いきょうだいの送り迎えなど、親に代わってきょうだいのケアをするヤングケアラーの早期発見に努める。 【保育課】</p>

2 支援策の推進	
ア 悩み相談支援	<p>地域包括支援センター：高齢者の介護予防を推進するとともに、地域における保健・福祉・医療サービスなど、様々な社会資源の連携を図り、住み慣れた地域での生活を継続的に支援する。</p> <p>家族介護教室：高齢者を介護している家族や近隣の援助者に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得させるため、社会福祉法人等において「家族介護教室」を開催する。</p> <p>【地域包括ケア推進課】</p>
	<p>特定医療費申請時での相談対応【保健所保健管理課】</p>
	<p>新規相談、家庭訪問相談、中高生進路支援事業 生活困窮者就労支援相談【東区保護課】</p>
	<p>要保護児童対策地域協議会の相談窓口、家庭児童相談員、保健師による個別相談・訪問指導、健康相談・育児相談、生活保護に関する相談、女性相談、日常の窓口業務 など【秋葉区健康福祉課】</p>
	<p>新潟市若者支援センター「オール」の相談窓口に来所があった場合、支援機関につなげる（オールの対象は15歳から39歳まで）【地域教育推進課】</p>
	<p>コミュニティソーシャルワーク推進事業 心配ごと相談所事業 子育てなんでも相談センターきらきら【新潟市社会福祉協議会】</p>
	<p>生活保護の相談窓口（各区役所） 生活困窮者自立相談支援事業（パーソナル・サポート・センター、各区役所） 【福祉総務課】</p>
イ 関係機関連携支援	<p>障がい福祉課が事務局となる各種審議会、協議会等でヤングケアラーに関する情報共有。【障がい福祉課】</p>
	<p>新潟市難病対策地域協議会でのヤングケアラーに関する連絡【保健所保健管理課】</p>
	<p>生活保護調査・相談・支援で把握したケースを児童福祉担当に情報提供【東区保護課】</p>
	<p>子育てサポート事業、地域子育て支援センターとの連携、障がい者自立支援協議会、基幹相談支援センターとの連携、地域包括支援センターとの連携、秋葉区社会福祉協議会との連携、民生委員・児童委員との連携など 【秋葉区健康福祉課】</p>
	<p>新潟市若者支援協議会でのヤングケアラーに関する連絡・連携【地域教育推進課】</p>
<p>コミュニティソーシャルワーク推進事業（地域福祉ネットワーク事業）【新潟市社会福祉協議会】</p>	

2 支援策の推進	
イ 関係機関連携支援	<p>民生委員・児童委員活動支援、地域福祉コーディネーター育成事業（それぞれの活動の中で、対象者を発見した場合に関係機関へつなぐ）</p> <p>コミュニティソーシャルワーカーの活動支援（あらゆる課題を受け止め、解決に向け取り組む）【福祉総務課】</p>
ウ 教育現場への支援	<p>ひとり親家庭学習支援事業：概ね中学生を対象とした「こども学習会」を実施し、学習習慣の定着と学習意欲の向上を図るとともに、生徒及びその保護者に高校進学・卒業の重要性を認識させ、子どもたちが社会で生き抜く力を身に着け、就職、自立に結び付けることを目的とする。【こども家庭課】</p> <p>・学習習慣支援事業、中高生進路支援事業</p> <p>・アルザ、公民館などにおける社会教育の案内【東区保護課】</p> <p>・学習支援事業</p> <p>目的：生活保護世帯及び生活困窮者世帯、ひとり親家庭の児童・生徒及び保護者に対して進学の重要性に対する理解を促すと共に学習習慣の定着と学力向上を図る。また学習支援員による教育面での家庭環境の充実を支援し、学習支援を通し社会的能力・対人能力(コミュニケーション能力)の向上を図る。【中央区保護課】</p> <p>区内小中学校訪問 など【秋葉区健康福祉課】</p> <p>スクールソーシャルワーカー活用事業、スクールカウンセラー配置事業【学校支援課】</p> <p>子どもの学習・生活支援事業【福祉総務課】</p>
エ 適切な福祉サービス等の運用の検討	<p>・学習習慣支援、就労支援、健康管理支援、生活困窮者自立支援の案内と実施</p> <p>・障害福祉サービス、介護サービス等の案内</p> <p>・依存症治療への案内・誘導（こころの健康センター、自助グループ、NPO等）【東区保護課】</p> <p>介護保険・高齢者福祉サービスの啓発事務（しおり作成）、つながるつなげる障がい者支援、区役所だより・エフエム新津を活用した福祉サービス等の周知 など【秋葉区健康福祉課】</p> <p>障がい者基幹相談支援センター事業（適切な障がい福祉サービス等の利用に向けた相談業務）【障がい者基幹相談支援センター】</p> <p>居宅介護支援事業 訪問介護事業【新潟市社会福祉協議会】</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業の周知【福祉総務課】</p>

2 支援策の推進	
オ 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援	一時預かり事業、延長保育事業、休日保育事業、病児保育事業【保育課】
	・子ども食堂の案内・地域の民生委員・主任児童委員からの見守り・関り【東区保護課】
	養育支援訪問事業 ファミリー・サポート・センター【新潟市社会福祉協議会】
3 社会認知度の向上	
●2022年度から2024年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。	<p>「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」関連事業「ともにプロジェクト」での広報啓発活動【障がい福祉課】</p> <p>周囲から発見するのは、非常に状況が進行してからの場合が多く、支援が困難になる場合が多い。子ども自身が、自分の権利が損なわれている状態であること、周囲に相談したり支援を受けて解決される可能性があることを、認知していれば、相談や支援を早く開始できる。虐待でも同様。子ども自身が、自らの権利について理解し行動できるようになるための啓発・支援が必要。【東区保護課】</p>
4 その他	
●関連する計画等	新潟市地域福祉計画（令和3年度～8年度）では、包括的支援体制を構築し、各福祉施策を相互につなぐことで、相談を包括的に受け止め、多機関が協働して支援を実施する「地域共生社会」の実現を目指しており、ヤングケアラーへの支援もその枠組みの一部に位置づけられる。（リーフレット参照） 【福祉総務課】